

# 台湾における近年の仮釈放の権利に関する議論と 不服申立制度導入の意味

呉 柏 蒼

## 目次

- 一、はじめに
- 二、台湾の現行仮釈放制度の概観：要件・提起と決定
  - (一) 仮釈放の要件
  - (二) 申請の提起と決定
- 三、司法院大法官第681号及び第691号解釈とその意味
  - (一) 司法院大法官第681号解釈
  - (二) 司法院大法官第691号解釈
  - (三) 両解釈の意義
- 四、仮釈放の権利をめぐる議論
  - (一) 基本権から導かれる権利の是非をめぐって
  - (二) 法律上の権利として認める是非をめぐって
- 五、現制度での権利説の可能性と不服申立制度の意味
  - (一) 覆審と行政訴訟規定の概要
  - (二) 現行規定に対する検討
    - 1. 受刑者の仮釈放に関する法律上の権利について
    - 2. 覆審制度と行政訴訟手続が導入された意味
- 六、おわりに —日本法に対する示唆—

## 一、はじめに

台湾（中華民国を指す、以下同じ）における仮釈放制度は、近年、大きな変化を迎えた。長年、古い枠組みの制度を維持していた台湾の仮釈放は、政策決断による運用の弛張や形式的要件の改正に終始するばかりであり、仮釈

放制度に対する実質的な議論を欠いていたことは否めなかったものの、2010年代以降は、急速に改革が進められてきた。2016年から2017年にかけて行われた「司法改革国事会議」において、刑務所改革問題にも光が当てられ、その後、法改正が行われ、2020年に全面改正した「監獄行刑法」が公布・施行された。新法では、仮釈放制度の様相も大きく変わり、仮釈放決定に対する異議の申立て制度が導入されたことも特徴の一つである。

台湾の現制度にある仮釈放決定への不服申立制度は、如何なる背景と理由、そして、如何なる議論を経て設けられるようになったか、とりわけ、それに伴う仮釈放制度に対する認識の変化は何か、と言った点が気になるところである。本稿は、日本の法制度の検討にあたり有用であることを念頭にそれを考察したい。そこで、まず、本題に先立ち、本稿の議論の全体に必要とされる台湾の現行の仮釈放制度の概略を次章でまとめよう。第三章と第四章において、近年の法改正のきっかけの一つである司法院大法官の解釈について述べよう。受刑者の仮釈放の権利をめぐる議論について分析し、台湾での仮釈放に対する理解の変化を俯瞰する。そして、第五章で、諸議論を経て、権利をめぐる議論は現制度でどう見ればよいか、また、変革のきっかけとなった司法院大法官解釈の判断に応じて新設された不服申立て制度の意味について述べたい。なお、本稿では、特段の断りのない限り、取り上げる法令は全て台湾法である。

## 二、台湾の現行仮釈放制度の概観：要件・提起と決定<sup>1</sup>

### (一) 仮釈放の要件

台湾の仮釈放の基本規定は刑法第10章に置かれ、その第77条に「悔悛の実証」という実質的要件、法定期間と最低執行期間からなる形式的要件、そし

---

<sup>1</sup> この章の内容の一部は、拙稿「台湾における仮釈放の制度構造と判断基準について」信州大学経法論集第13号（2022）3-14頁より要約して引用したものが含まれる。本稿での議論に必要最低限の内容のみ引用するため、用語の和訳の準拠、並びに諸規定の改正経緯などの詳細については、拙稿をご参照されたい。

にて除外類型の規定が置かれている。形式的要件である法定期間としては、無期刑は25年であり、非累犯の有期刑は刑期の2分の1であり、累犯の有期刑は刑期の3分の2である(77条1項)<sup>2</sup>。ただ、有期刑の執行が6か月未満の場合は仮釈放の規定を適用しないという最低執行期間の規定(同2項1号)があるほか、重罪三犯以降の重罪受刑者や、再犯の危険性の高い性犯罪者についても、仮釈放の適用がないという仮釈放の除外類型も設けられている(同2項の2号と3号)。

上記のほか、2020年の法改正まで運用していた累進処遇に連動する仮釈放制度の規定の一部は、手続的要件として、なお現行の行刑法規に残されている。2020年の法改正以前の「監獄行刑法」において、4級に分類される受刑者のうち、「累進処遇二級以上」の受刑者の仮釈放申請が可能とされていた(旧法第81条第1項)。それに呼応して、「行刑累進処遇条例<sup>3</sup>」に、最上級の第一級受刑者とその次の第二級の受刑者の仮釈放について、それぞれの規定が置かれ、さらに、「行刑累進処遇条例施行細則」に仮釈放申請が可能な第二級受刑者の認定基準が置かれていた<sup>4</sup>。また、「行刑累進処遇条例施行細則」の第57条において、第一級や第二級の受刑者を問わず、刑務所内での「矯正処遇・作業・操行の評価点が直近の3か月の間、継続して3点以上」の良好な成績を保っているということも要件として設定されている。

2020年の法改正後、監獄行刑法にある「累進処遇二級以上」の要件が撤廃され<sup>5</sup>、それに合わせて、行刑累進処遇条例施行細則にある仮釈放申請が可

---

<sup>2</sup> ただ、台湾が採用している累進処遇制度は善時制度を併用しているため、受刑者の進級につれてその刑期が短縮され、法定期間の計算は短縮された刑期を以て計算することになるため、実際の割合の進行は流動的である。

<sup>3</sup> 台湾では、「条例」は法と同様の階級の法令である。また、後出する条例の施行細則は日本の省令に相当する法令である。

<sup>4</sup> 第一級受刑者については「仮釈放の法規定を満たした者に対し速やかに仮釈放の申請を行わなければならない」とされ(行刑累進処遇条例第75条)、第二級受刑者は「社会生活に適し仮釈放の法規定を満たした者」という条件付きで仮釈放の申請が許されるとされた(同第76条)。第76条にいう「社会生活に適する第二級の受刑者」について、同法の下級法令である「行刑累進処遇条例施行細則」の第13条に認定基準が置かれていた。

能な第二級受刑者に関する認定基準も削除された。これにより、改正されなかった行刑累進処遇条例にある第一級と第二級受刑者の仮釈放についての規定は要件としての意味を失い、刑務所側に対する手続的指示の意味に止まることになった<sup>6</sup>。一方、前掲所内成績保持の規定は修正されず、手続的要件として維持されている。

## (二) 申請の提起と決定

台湾刑法第77条第1項によれば、受刑者に悔悛の実証があると思われ、かつ、法定期間を経過した場合、刑務所が法務部（日本の法務省に相当する官庁、以下同じ）に申請し仮釈放を許すことができるとされている。枠組みとして、仮釈放の申請権は刑事施設にあり、最終的に仮釈放を決定するのは、主務官庁である法務部（矯正署）である<sup>7</sup>。

当該刑法規定は、監獄行刑法、並びに法務部の通達によりさらに細分化され、①「仮釈放審査会」による仮釈放案件の審議と、②法務部矯正署による可否決定という二段階構成となっている。すなわち、まず、刑務所レベルでは、刑務所は仮釈放要件を満たしていると思料される受刑者を選び出し、各刑務所に設置されている仮釈放審査会に諮る案を提出する。そして、仮釈放審査会による審議と議決を経て、刑務所はその結果を法務部矯正署に報告する。そして、法務部矯正署が上がった案件について審査し、仮釈放の可否決

---

<sup>5</sup> 改正後の監獄行刑法第115条第1項は、「刑務所は、仮釈放要件を満たしている受刑者について、その仮釈放を審査会に提出し、決議を経て法務部の審査を申請するものとする」となっている。

<sup>6</sup> すなわち、仮釈放の申請に関して、一級受刑者については原則申請、二級受刑者については裁量申請という指示の意味になったと思われる。前掲拙稿9頁。また、2022年8月に筆者が法務部矯正署にて行った聞き取り調査において、実務の現場で、仮釈放申請の際、受刑者の累進処遇階級については特に意識されていないという返答をいただいた。

<sup>7</sup> 監獄行刑法第137条「法務部は、仮釈放の審査、維持、停止、中止、取消、並びに本章に掲げる覆審の審議とその関連事項を行う権限を、法務部矯正署に委任することができる」。

定を行う。従って、刑法第77条第1項でいう「申請」は、刑務所が仮釈放審査会の審議結果に基づいて法務部に報告して仮釈放の許可判断を乞うことである。現状として、刑務所の仮釈放審査会で認めた仮釈放案件のうち、約2割が法務部レベルで否決されている<sup>8</sup>。

また、台湾では、仮釈放に関する決定として、①仮釈放許可決定、②仮釈放不許可決定、③仮釈放中止決定と④仮釈放の取消決定の四種類が存在している。①と②の決定は、法務部矯正署が刑務所による仮釈放の申請に対して行う仮釈放の許可または許可しない決定を指す（監獄行刑法第118条第1項）。③の仮釈放中止決定とは、仮釈放許可決定が行われた後、受刑者が釈放される前に、受刑者が重大な規律違反をした場合、仮釈放審査会の議決を経て、刑務所の申請により法務部が仮釈放許可決定を撤回するための決定である<sup>9</sup>（同第120条第4項）。そして、④の取消決定は、刑法または保安処分執行法に定める取消事由があった場合、法務部矯正署が行う仮釈放の取消のための決定である<sup>10</sup>。全面改正を経て2020年より施行された現行の監獄行刑法において、これらの仮釈放に関する決定への不服申立の規定としての覆審制度、並びに、覆審決定に対して不服とした場合の行政訴訟に関する規定が導入されている。これについては、後出第五章で詳述する。

<sup>8</sup> 新法施行の翌年の2021年の統計によれば、仮釈放審査会が仮釈放を認めた割合が50.77%である。認めた案件のうち、最終的に法務部で許可決定を得たのは77.09%である。法務部司法官学院「110年犯罪状況及其分析」（2022）182頁。

<sup>9</sup> 台湾法の条文用語として、これが「仮釈放の廃止」と呼ばれる。なお、仮釈放中止決定に繋がる重大な規律違反があった場合、刑務所は直ちに仮釈放決定の執行停止を法務部に申し立てなければならない。

<sup>10</sup> 刑法第78条において、仮釈放中にさらに故意による罪を犯し、6か月を超える有期刑の宣告を受けた場合の必要的取消（第1項）と、仮釈放中にさらに故意による罪を犯し、執行猶予または6か月以下の有期刑の宣告を受け、その残刑を執行する必要があると思われる裁量的取消（第2項）の2種類が定められている。また、仮釈放により出所した者は仮釈放期間中に保護観察に付され、台湾では、保護観察は保安処分的一种として位置づけられているため、保安処分執行法第74条の3においても、遵守事項の重大違反という裁量的取消事由が設けられている。

### 三、司法院大法官第681号及び第691号解釈とその意義

後述のように、従来、台湾での仮釈放の諸決定に対して不服とした場合の救済手段が乏しかった理由の一つとして、特別権力関係の影響に加え、仮釈放を恩恵として見る考え方が根強かったことが考えられる。古い体制の制度を一躍進展させた直接的要因は、仮釈放の取消決定や不許可決定に対して不服とする事案が背景であった二つの「司法院大法官解釈」<sup>11</sup>である。二つの解釈とそれぞれの事案背景には、本稿の射程範囲を超える内容<sup>12</sup>が含まれているが、大法官の見解はその後の法改正に影響を与えたため、両解釈の概要を取り上げたのち、更に範囲を絞って、両解釈の意義とそれに関連する議論を分析していく。

#### (一) 司法院大法官第681号解釈

2010年9月に公布された第681号解釈の背景に、2004年2月の最高行政裁判所による法廷長・裁判官合同会議の決議<sup>13</sup>がある。この決議は以下のとおりである。

「仮釈放の取消は刑事裁判執行の一環であり、広義的司法行政処分であるため、それに対して不服とする場合、その手続きは刑事訴訟法第484条の規

---

<sup>11</sup> 2022年1月4日以前の台湾制度では、憲法解釈（違憲審査）は司法院大法官が組織する「大法官會議」が行った。大法官が行った判断は「大法官解釈」という形式を以て宣言され、その解釈に「解釈文」と「解釈理由書」が含まれている。解釈とは別に、関与した大法官はそれぞれの意見を意見書という形式で提示したこともある。また、補足（協同）意見書は、解釈草案の原則に賛成した大法官が解釈理由について補足意見または異なる法律見解があった場合に提出するものであり、解釈文及びその理由書と同時に公表されるが、補足（協同）意見書が解釈文やその理由の一部となるわけではない。司法院大法官審理案件法第17条、同施行細則18条参照。なお、現在、当制度及び前掲法令が廃止され、憲法廷制度に移行された。

<sup>12</sup> 例えば、第681号解釈の取り扱う裁判権区分確定の問題をめぐって、仮釈放取消決定は司法行政処分なのか、それとも行政処分なのかといった論争があり、また、第691号解釈の取り扱う範囲は裁判所の見解を統一するための「統一解釈」に止まるか、それとも、「違憲審査」にまで及ぶか、といった論争がある。本稿の射程範囲を超えた議論について、本稿では深く立ち入らない。

定による。すなわち、仮釈放が取り消され、残刑が検察官の指揮により執行されてから、検察官の刑の執行に対する異議の申立てとして、受刑者、その法定代理人又は受刑者の配偶者が当初刑の言い渡しをした裁判所に対して行うべきであり、行政不服や行政訴訟を提起することができない」。決議文で指摘された刑事訴訟法第484条は、「受刑者、その法定代理人、または受刑者の配偶者は、検察官による執行の指揮に不当があるとして、判決を言い渡した裁判所に対して、異議を申し立てることができる」とされている。

この最高行政裁判所の決議が人民の訴訟権に不当な制限をし、よって憲法違反に当たるか否かが、第681号解釈の争点である。これに対して、大法官は以下の見解を示した（省略記号は筆者によるものである。以下同じ）。

「最高行政裁判所…の決議…、並びに刑事訴訟法第484条の規定…は、仮釈放取消決定に対する不服について、裁判所に対して訴訟を提起し救済を求める機会をはく奪しておらず、憲法上の訴訟権保障の趣旨に抵触していない。但し、…仮釈放処分が取り消された場合、検察官による残刑の執行を待ってから初めて上記の規定に従って裁判所に提起することが許されることから、訴訟権に対する保障は十分とは言えない。…仮釈放処分に対して不服とした仮釈放者が、その残刑執行のために収監される前に、裁判所に救済を求めることができるようにするために、関係機関は制度改善の検討を行わなければならない。」<sup>14</sup>

言い換えれば、大法官は、既存の規定は憲法違反に当たらないとしつつも、それを発動しうる時期が遅きに失するとして、即時性の高い制度の創設

<sup>13</sup> 台湾の裁判制度では、民事・刑事事件を管轄する普通裁判所（地方裁判所・高等裁判所・最高裁判所）と、行政事件を管轄する行政裁判所（高等行政裁判所・最高行政裁判所）が別々に設置されている。2012年の行政訴訟法の改正により、簡易事件をはじめとする一部の事件は、普通裁判所に新設された行政訴訟法廷が一审裁判所として管轄することになった。また、2019年の新制度移行まで、最高行政裁判所は法廷間の法的見解を統一するため、法廷長と裁判官からなる合同会議が決議を行うという司法実務の慣例があった。その決議は事実上の法源であるため、大法官会議の審理対象であった。蔡秀卿＝王泰升編著「台湾法入門」法律文化社（2016）36及び63～64頁参照。

<sup>14</sup> 第681号解釈の解釈文。司法院「司法院公報」第52巻第2期（2010）1頁。

を要求したのである。また、この議論の本筋のほか、大法官は当解釈の理由書でさらに以下のように述べている。

「仮釈放の目的は…悔悛の実証があり、且つ法定要件に合致する者に対し、その刑の執行を停止し積極的な社会復帰を促すことである。…仮釈放を取消して残刑を執行することは、その者の人身自由の制限に直ちにかかわることである。のみならず、その者が社会に復帰したことによって得た各權益にも重大な影響を及ぼす。…そのため、仮釈放の取消決定に対し、一定の手続に従って裁判所に審判を請求して迅速かつ有効な救済を得る機会を仮釈放者に与えなければならない（以下略）。」<sup>15</sup>

このように、人身自由に触れた点も、本解釈の特徴の一つである。

## （二）司法院大法官第691号解釈

2011年10月に公布された第691号解釈の争点は、検察官による刑の指揮に対する異議の申立てしか存在しない当時の状況を前提にして、法務部が作成した仮釈放不許可決定に対する受刑者の不服申立について、どの裁判所がそれを審理すべきなのか、ということである。

その背景に、見解不一致と思われる最高行政裁判所と最高裁判所の決定があった。最高行政裁判所は、仮釈放不許可決定に対する不服申立は刑の執行の問題であり、その裁判権が普通裁判所にあると判断した（99年度裁字第2391号）。これに対し、最高裁判所は、仮釈放の可否決定は検察官が行ったものではないため、仮釈放不許可決定は（刑事訴訟法第484条において）審理の対象として予定される検察官による不当な刑の執行に相当せず、審理し得ないとした（99年度台抗字第605号）。このように、両裁判所の見解が不一致だったことで、司法救済の途が閉ざされた。

この問題に対し、大法官は、仮釈放不許可決定に対する受刑者の不服申立

---

<sup>15</sup> 第681号解釈の解釈理由書の第2段落目。司法院前掲註（14）2頁。なお、後出第691号解釈にも使われる「刑の執行停止」という表現は、疾病、妊娠、分娩などを理由に行われる「刑の執行停止」（刑事訴訟法467条）とは意味が異なる。

について、裁判所による審理という道があつて当然であると述べ、その解決は立法者に委ねるべきであるとしつつ、法が改正されるまでの間、行政裁判所がそれを審理するという暫定措置を下した。大法官は同解釈の理由書において、以下のように述べている。

「仮釈放の可否は、受刑者の刑の執行の停止の可否に関連し、その人身自由の制限にかかわる。現制度（筆者註：累進処遇に連動する旧制度を指す）は、累進処遇二級以上に進級し、かつ、改悛更生して仮釈放の要件を満たしている受刑者について、仮釈放審査委員会の決議を経て、刑務所が法務部に申請するという設計を取っており、仮釈放の決定機関は法務部であつて、その可否は、受刑者の受刑態度が刑法及び行刑累進処遇条例に定める規定に適合するかによって判断する。受刑者が決定を不服とする場合、監獄行刑法に定める規定によって異議の申立をすることが許されるが、この制度は行政機関が自らを是正する制度であり、司法機関に救済を求める制度に相当しない。憲法第16条という人民の訴訟権の保障の観点から…行政機関が行つた仮釈放不許可決定に対して、受刑者が司法救済を求める場合、裁判所はこれを審理するのが当然である。しかし、どの裁判所がどのような手続に従つて審理するかは…立法者がそれを決定すべきである。法が改正されるまで、行政機関による仮釈放不許可決定が行政行為の性質を有していることを考慮し、…行政裁判所がそれを審理する」<sup>16</sup>。理由書で指摘された憲法第16条は「人民は、請願、行政訴願及び訴訟の権利を有する」とされている。

### （三）両解釈の意義

仮釈放の取消決定や不許可決定に対して不服とした事案が背景だった司法院大法官の上記の両解釈は、制度改正の要求をしたことにより、現行の仮釈放決定への不服申立制度の創設に繋がった。両解釈の意味として、長年認められていた「特別権力関係」の解消に貢献したという側面で大いに評価さ

<sup>16</sup> 司法院「司法院公報」第54巻第2期（2012）5頁以下。

れ、両解釈に対する評釈、並びに関連する議論を合わせて観察すれば、仮釈放恩典説からの脱退という側面においても意義がある。

往昔の台湾法では、公法上の特別な目的を達成するために、特定の範疇において、国家によって支配する人民の服従関係が強調する特別権力関係理論が広く認められていた。特別権力関係の特徴の一つとして、この関係に置かれる者の基本的権利が制限され、行政による処分に対して不服とする場合、行政訴訟をはじめとした司法救済手段の行使が認められない。公務員、軍人、学生又は受刑者が特別権力関係による制限を受ける者の代表格である<sup>17</sup>。仮釈放不許可や仮釈放の取消は、刑務所が特別権力関係に基づいて矯正の目的を達成するための行為として考えられ、それに対して不服とした場合に司法救済の道が制限されることは、長い間、当然視されていた。1984年に司法院第187号解釈が公布された以降、二十余年にわたって、法解釈当局は少しずつ特別権力関係理論の束縛を解いてきたものの、刑務所の処分だけは旧態依然であった。司法院大法官の第681号と第691号解釈は、仮釈放取消決定への不服申立のための即時性の高い制度、及び、仮釈放不許可決定への不服申立に関する手続の創設を立法者に求めた文脈から、受刑者は決定をめぐって裁判所に救済を求めることが許されるべきであることが明らかになった。この範疇で認められてきた特別権力関係理論の適用を否定し、それによる制限の解消に貢献したという意味で、両解釈を評価した解説が多く見受けられる<sup>18</sup>。

ただ、受刑者に適用される特別権力関係の解消が遅く、その影響により、仮釈放の分野においては、特別権力関係と親和的である「恩典（恩恵）説」

---

<sup>17</sup> 呉庚「行政法之理論與實用」（1997）198頁。

<sup>18</sup> 例えば、李建良「受刑人之訴訟權保障與撤銷假釋之救済制度」台湾法學雜誌第162期（2010）177頁、盧映潔「我國監獄受刑人申訴制度暨權利救済途徑之探討」犯罪與刑事司法研究第25期（2016）115～118頁など。なお、仮釈放の諸決定以外の刑務所による処分に対する不服について、その範囲での特別権力関係の解消や救済制度に関する説明として、洪士軒「台湾監獄行刑法における権利救済制度—その経緯と裁判所の判断—」矯正研究第4号（2021）209頁以下参照。

から脱却する動きも遅かった。台湾では、学説として、行政機関による仮釈放の不申請または不許可に対する不服について、訴願と行政訴訟の道を開くべきであるといった議論は古くから存在していた<sup>19</sup>ものの、仮釈放は受刑者に与える恩典に過ぎないという見解<sup>20</sup>は長い間、特に実務において定着していた。すなわち、恩恵という前提に立ち、行政機関による一方的な恩恵の付与または剝奪に対して、受刑者には関与又は異論の余地がないことは当然の帰結であると思われていた。司法院大法官の第681号解釈が公布される少し前の2011年の最高行政法院の裁判においても、「仮釈放の許可は、刑務所が受刑者の受刑態度に対して行う処分であり、恩典の性質を有している」と述べられ、恩典説の強い影響力が窺えた<sup>21</sup>。仮釈放決定の範疇において、恩典思想は特別権力関係説と不即不離の関係に成していたと言っても過言ではない<sup>22</sup>。また、第681号解釈の複数の補足意見書のうち、恩恵思想の残存が仮釈放取消処分の権利侵害性を議論する阻害となったとの批判も見受けられる<sup>23</sup>。特別権力関係説の根強い存在は言うまでもないが、恩恵説も旧法上の不服申立制度の欠如にならしめた一因でもあると考えてよい。近年では、受刑者に適用する特別権力関係が解消されるにつれ、恩典説が衰退し、今日は少数説に止まっており、保守的になりがちな裁判の見解でも、両解釈の公布以降、恩恵的思想に基づく論述が殆ど見当たらない<sup>24</sup>。

<sup>19</sup> このように主張した学説として、丁道源「假釋制度之理論與實際」國立政治大學學報第17期（1968）203頁以下がある。

<sup>20</sup> 黄徴男＝王英郁「監獄行刑法論」（三民書局、再版、2002）34頁。また、刑法の申請権規定に言及し、「我が国の仮釈放制度は刑務所が申請する制度を取っており、受刑者には申請権がなく、恩恵的、例外的措置の設計を採用している」との論拠も見られる。林茂榮＝楊士隆＝黄維賢「監獄行刑法」（五南圖書出版、第5版、2011）262頁。

<sup>21</sup> 最高行政法院100年裁字第901号。

<sup>22</sup> 李震山大法官は、第691号の意見書においても「仮釈放は恩恵という概念が変わらない限り、特別権力関係が再び想起させられるおそれはあろう」と批判した。司法院前掲註（16）63頁。

#### 四、仮釈放の権利をめぐる議論

##### (一) 基本権から導かれる権利の是非をめぐる

一方、台湾では、権利説を恩恵説の対極として意識する傾向は以前から見られてきた<sup>25</sup>。恩恵説の衰退にともない、仮釈放は受刑者が享受しうる権利として見る諸説が台頭している。

そのうち、とりわけ、前出両解釈の解釈理由に「人身の自由」が繰り返して取り上げられたことは、仮釈放が基本権から導かれる権利であることを示唆しているとして、台湾の仮釈放のトレンドは両解釈によって権利説へと変わりつつあると分析する見方が多数見受けられる<sup>26</sup>。この類の見解は、以下のように整理しうる。すなわち、両解釈によって、仮釈放の取消による残刑執行について、それが仮釈放者の「人身自由の制限に直ちにかかわること」と

<sup>23</sup> 大法官林子儀と許玉秀による第681号解釈の補足（協同）意見書では、このような批判的意見がある。「現行規定は…『悔俊の実証』が要件とされているものの、…それを累進処遇制度と結び付けることにより、その判断は累進処遇での受刑態度に対する採点を根拠にすることになっている。手続の面でも、…刑務所に設置される仮釈放審査委員会の議決を経て刑務所が法務部に申請するため、受刑者は申請や可否について関与する余地はない。現制度の運用は、刑の執行を刑務所の処分と混同させるのみならず、決定機関が仮釈放を恩恵視して、受刑者の権利として考えない。…このような考え方において、恩恵を取り戻して仮釈放を取り消すことも決定機関が一方的に行い得ることとして考えられ、そのため、仮釈放の取消は受刑者の権利侵害に当たるか否かがまともに議論しえなくなっている。（省略記号は筆者による）」司法院前掲註（14）4頁。

<sup>24</sup> 例えば、台北高等行政法院102年訴字第865号決定、同103年訴字第1740号判決、同103年訴字第1310号判決、同104年訴字第430号判決、同106年訴字第1079号判決など参照。

<sup>25</sup> 「恩恵か権利か」という二分法の典型的論説として、張甘妹「刑事政策」（三民書局、増訂版、1997）182頁、謝瑞智「犯罪與刑事政策」（正中書局、初版、2000）423頁などがある。

<sup>26</sup> 例えば、第691号解釈について、「長い間維持されてきた恩恵説に衝撃を与え、権利説に傾く法改正を導いている」と評されている。黃徵男＝賴擁連「21世紀監獄学：理論、實務與對策」（一品文化、六版、2015）171頁。ほかには、錢漢良＝曹光文「假釋起源與理論及我國運作與未來發展評析」犯罪、刑罰與矯正研究第4巻第1期（2012）53頁、賴擁連「論受刑人假釋准駁與撤銷的性質與救濟途徑：從美國聯邦最高法院判例探討我國釋字第681與691的失焦」犯罪、刑罰與矯正研究第4巻第1期（2012）62頁などが挙げられる。また、同様の観点で分析した矯正の実務家の意見もある。鄒啟勳＝任全均「監獄行刑法解析」（一品文化、初版、2022）487頁参照。

判断され、仮釈放の可否判断についても、それが「受刑者の刑の執行の停止の可否に関連し、その人身自由の制限にかかわる」ことと判断されているうえ、被処分者による不服申立についての司法救済措置は両解釈によって全面的に認められ、権利の裏付けとしての救済が認められていることから、仮釈放は憲法により保護されている自由権の射程範囲に取り入れられた権利として認められている、という見解である。

しかし、このような見解は論理的欠陥を孕んでいるという指摘もある。仮釈放の不許可または取消決定は被処分者の人身自由の制限にかかわることは間違いないが、仮釈放の許可決定によって受刑者の人身自由の制限が緩和されても、それが制度の副次的効果であり、不許可決定によって受刑者の自由制限の度合いが変わるという逆命題は成立しない。それに加えて、仮釈放の不許可または取消決定を基本的人権の侵害として論ずるのに、仮釈放制度そのものが基本的人権たる自由権を保障するために必要な制度であることを論証しておかなければならないにもかかわらず、このような論証は両解釈とも見当たらない。より根本的に言えば、そもそも、仮釈放制度の創設、改正ないし廃止に関して、いずれも立法府が第一次の権限を有しており、仮に立法府が仮釈放制度を廃止したとしても、それが違憲となる必然性もない<sup>27</sup>。実際、両解釈において、仮釈放の不許可または取消決定に起因した自由への制約の変動について、単なる現象としての描写に止まり、それと基本権との繋がりに関する論証が薄く、両解釈の文面だけで仮釈放は基本権から導かれる「権利」であると解する見解には問題があると考えられる。

## (二) 法律上の権利として認める是非をめぐって

前述のように、憲法上の基本的人権の観点で仮釈放を根拠づけることには問題がある一方、仮釈放は法律により保護される権利として解する可能性は排除されていない。すなわち、法律によって、被処分者が仮釈放に関する何

<sup>27</sup> 李建良前掲註(18)178頁、李建良「請求假釋的權利與假釋決定的救済－釋字第691號解釋」台湾法學雜誌第187期(2011)28頁。

等かの権利を有しているのであれば、行政機関による仮釈放に関する決定がその権利を侵害する理屈は考えられる。とりわけ、受刑者に仮釈放を請求する権利（仮釈放申請権）の有無が特に問題となる。この点に関して、学説の見解ないし大法官の見解が分かれている。

第691号解釈に対する評釈によれば、当解釈は仮釈放の不許可決定に対する不服申立に関して、訴訟権保障の観点からして、監獄行刑法に定める異議申立規定以外に司法機関に救済を求める制度が存在しないのが制度の欠陥であると指摘した以上、司法的救済を求める前提としての権利侵害、すなわち、権利の存在を黙認していると読み取れる<sup>28</sup>。また、この権利は法定要件を満たした受刑者に与える仮釈放を求める法律上の権利と解し、申請して不許可となった場合は権利侵害となり、裁判所に救済を求める権利があると説明する学説もある<sup>29</sup>。

仮釈放を求める権利をめぐって、両解釈の審議に参加した大法官の意見も一致していない。陳新民大法官は、第681号解釈に対する反対意見書において、受刑者に仮釈放申請権のない現行規定を批判し、仮釈放申請権の確認を認めるべきと主張し<sup>30</sup>、そして、その後の第691号解釈に対する意見書において、台湾憲法の特性上、憲法上の権利と法律上の権利を厳密に区分する必要性が比較的低いと前置きをしつつ、第691号解釈は仮釈放を受ける権利を人身自由に関する権利として見ると解しうる以上、法律上の明文がなくても、人民の仮釈放請求権はこの解釈によって認められたと解して良いと述べている<sup>31</sup>。また、湯徳宗と李震山大法官は、第691号解釈の争点となった裁

---

<sup>28</sup> 柯耀程「假釋的定性」軍法專刊第57卷第6期（2011）137頁。ただ、この評釈でも、権利の存在に関する敷衍は大法官の解釈理由では十分に明らかにされていないと指摘している。

<sup>29</sup> 李建良前掲註（27）28頁。

<sup>30</sup> 陳新民大法官による反対（不同）意見書、司法院前掲註（14）26頁。

<sup>31</sup> 陳新民大法官による補足（協同）意見書、司法院前掲註（16）22頁。この見解は限りなく仮釈放を憲法上の権利として考えていると解して良いものの、法律により制度の創設が前提とされている敷衍から、法律上の権利と見ることはまず認められているであろう。

判所の判断及びこの解釈の多数意見はいずれも、「受刑者に仮釈放の請求権があるという確信を持っていない」と指摘しつつ、(当時の)行刑累進処遇条例の第75と第76条によって、行政機関は累進処遇第1級に編入された受刑者の仮釈放申請を行うべきであり、第2級に編入された受刑者についても、その仮釈放を申請することができることから、第1級の受刑者が仮釈放申請権を有していること、そして、第2級の受刑者が仮釈放申請の裁量に関して法律上の利益を有していることを認めるべきであると主張している<sup>32</sup>(筆者註：行刑累進処遇条例第75と76条について、前出第二章(一)の2段落目、特に註4参照)。一方、羅昌發大法官は、仮釈放制度を利用し仮釈放を得ることは法律上の特殊な待遇に過ぎず、必ず享受しうる法律上または憲法上の「権利」ではなく、行政機関の裁量によって得られるものであり、行政機関に義務付ける権利とは性格が異なっていると指摘している<sup>33</sup>。

このように、受刑者が仮釈放申請権を有しているか否かの問題について、各論者の意見が一致していない。また、肯定説の共通問題として、受刑者の仮釈放申請権の根拠になりうる実定法上の明文が乏しく、もっぱら法解釈レベルでその解決を求めているといえよう。しかし、後述のように、明文のない状況は法改正後も続いており、恩恵説の衰退にともなって権利説が台頭しているとはいえ、定説は未だに存在していないと思われる。

## 五、現制度での権利説の可能性と不服申立制度の意味

2020年より施行された現行の監獄行刑法において、司法院大法官の第681号と第691号の解釈の主旨に基づき、行政機関が行う仮釈放に関する決定への不服申立の規定としての覆審(台湾漢字の正式表記は「復審」)制度、並びに、覆審決定に対して不服とした場合の行政訴訟に関する規定が導入され

<sup>32</sup> 大法官湯德宗提出・大法官李震山加入の補足(協同)意見書参照。司法院前掲註(16)45頁。また、同じ結論を主張する見解として、林順昌「論仮釈処分之撤銷與救済」警大法学論集第13期(2007)99頁参照。

<sup>33</sup> 羅昌發大法官による補足(協同)意見書、司法院前掲註(16)35頁。

ているほか、監獄行刑法の全面改正に併せて、関連諸法の改正も行われた。以下、覆審と行政訴訟制度に関する内容を説明したうえで、前出の諸議論と照らし合わせ、現行規定の状況について検討していく。

### (一) 覆審と行政訴訟規定の概要<sup>34</sup>

覆審制度について、まず、覆審を審議するための組織「覆審委員会（正式名称は「復審審議小組」）」が法務部に新設される。覆審委員会は委員9人からなり、法務部またはその所属機関の代表者4人、学者、専門家または公正さの認められる有識者の5人から組織するとされている<sup>35</sup>。

覆審の手続の概要は以下のとおりである。受刑者は、仮釈放中止決定、仮釈放不許可決定、又は仮釈放取消決定に対して不服とする場合、処分決定書を受け取った日の翌日から十日以内に法務部に覆審を提起することができる<sup>36</sup>。提起は要式行為とし、氏名、年月日のほか、覆審事実（筆者註：仮釈放決定にある不当についての指摘）と覆審理由（筆者註：不服とした決定についての法務部に求める作為）の記入も必要とされる<sup>37</sup>。覆審の審議期間は2か月とされ、期間内に審議を終えることのできない場合、最長2か月を限度に延長することができる<sup>38</sup>。覆審委員会は審議を行う際に、申請人又はその代理人、保佐人に意見陳述する機会を与えなければならない<sup>39</sup>。覆審委員会は審議結果により、覆審申請に理由がないと認めたときにはそれを却下し、理由があると認めたときには原決定に対して取消または変更の決定を行う<sup>40</sup>。審議の結果について、覆審決定書が作成され、覆審提起者とその代理

---

<sup>34</sup> 本節での説明において、前掲拙著15から16頁にて訳した条文を引用した部分が含まれている。

<sup>35</sup> 監獄行刑法第123条。委員の構成として、法務部またはその所属機関の代表者4人、学者、専門家または公正さの認められる有識者の5人から組織するとされている。

<sup>36</sup> 監獄行刑法第121条第1項。

<sup>37</sup> 監獄行刑法第124条。

<sup>38</sup> 監獄行刑法第129条第1項と第3項。

<sup>39</sup> 監獄行刑法第130条第1項。意見陳述の方式として、書面のほか、ビデオ、ビデオリンク、電話等の方式が許される。

人に送達される<sup>41</sup>。

また、司法的救済措置を求めた大法官解釈を受け、行政訴訟の提起規定が定められた。被処分者が覆審決定を不服とした場合、決定書を受け取ってから30日以内に、書状で刑務所の所在地、または保護観察執行地を管轄する地方裁判所行政法廷に取消訴訟を提起することができる。覆審が提起され、覆審審議期間（2か月、延長のある場合は最長4か月）を超えても、なお覆審決定が行われなかった場合においても同様である<sup>42</sup>。

取消訴訟のほか、処分の違法または無効を確認するための訴訟の提起も許される<sup>43</sup>。すなわち、覆審の審理対象となった処分は執行により原状回復が不可能になり、または処分が消滅した場合において、受刑者に即時に確認判決を受ける法律上の利益があるとき、受刑者は処分の違法を確認する訴訟を提起することができる。また、覆審の審理対象となった処分が無効になったことにより受刑者に即時に確認判決を受ける法律上の利益があるとき、処分の無効を確認する訴訟を提起することができる。

なお、覆審と行政訴訟は、いずれも委任弁護士による提起が許され、覆審や行政訴訟の提起には刑の執行を停止する効力がない<sup>44</sup>。

## （二）現行規定に対する検討

### 1. 受刑者の仮釈放に関する法律上の権利について

前節及び第二章第一節で述べたように、改正後の現行法は、仮釈放の手續の面では、累進処遇との連動関係が弱められ、累進処遇二級以上の敷居規定が撤廃され、制度面では、仮釈放決定に対する受刑者による不服申立制度が導入された。以前から学説によって主張されてきた法律上の権利とみる仮釈

<sup>40</sup> 監獄行刑法第132条。

<sup>41</sup> 監獄行刑法第133条。

<sup>42</sup> 監獄行刑法第134条第1項。台湾の行政訴訟では、訴願前置主義が採用されており、覆審手續は訴願に相当するとされている。

<sup>43</sup> 監獄行刑法第134条第2項。

<sup>44</sup> 監獄行刑法第121条第1項、同第122条。

放は、現行法において、その根拠を得られているかが問題となる。

まず、行刑累進処遇条例の第75条と第76条に依拠して、敷居条件を満たした受刑者は仮釈放の申請権を有し、または申請の裁量に関する法律上の利益を有するという主張について、依拠した二つの条文は監獄行刑法の改正後も維持されているものの、監獄行刑法にある累進処遇二級以上の敷居規定の撤廃に伴って、進級判断に関する行刑累進処遇条例の下位法規も削除され、当該条文が手続の面での注意規定に過ぎないものとなった側面を考慮すれば、現行規定の枠組みにおいて、従来と同様の主張を行いうるかは疑問に思われる<sup>45</sup>。

他方、2019年の法改正では、仮釈放の根幹規定である刑法第77条は改正されておらず、従来同様、刑務所が仮釈放を申請し法務部が決定するという構造は維持され、申請主体は依然として刑務所に限られている。受刑者に仮釈放申請権が付与されていないことは変わらず、受刑者による仮釈放の請求権が法律上の権利として理解しうるかは、法解釈の余地はともかく、実定法上の根拠がないことからして、疑問が残されていると言わざるを得ない<sup>46</sup>。また、現制度では、仮釈放決定に対する不服をめぐって行政訴訟の道が開かれているが、刑務所または法務部に対して仮釈放の申請または決定を行うことを求める義務付け訴訟（給付訴訟）が訴訟の種類として認められないことも、受刑者の仮釈放申請権が認められていない証左の一つとして考えられる<sup>47</sup>。

このように、現行制度において、仮釈放決定に対して不服とした場合、行

---

<sup>45</sup> 他方、累進処遇の級数の縛りを無くしたことにより、仮釈放申請に適すると思われる者であればその仮釈放は審査されうるとい建前が成立し、この意味で、刑務所レベルでの仮釈放審査の積極化を促す効果が生じると思われる。なお、註（6）もご参照されたい。

<sup>46</sup> なお、仮釈放が刑の一形態であれば受刑者の申請権を議論する余地があり、刑の執行一形態であれば、それを否定すべきという論点もあるが、台湾では、仮釈放を受刑者の権利として認めていないとはいえ、このような論調は殆ど見られない。

<sup>47</sup> 台湾での行政訴訟の類型について、蔡秀卿＝王泰升編著前掲78頁参照。

政訴訟を利用して救済を求めることを認めるのは、受刑者は法律上の権利としての仮釈放請求権を有することを根拠にしているためではないと思われる。そうであれば、この司法的救済を基礎づける理由は如何なるものであろうか。この点については、大法官解釈の第691号の解釈理由書に示唆が含まれている。すなわち、「受刑者が決定を不服とする場合、監獄行刑法に定める規定によって異議の申立をすることが許されるが、この制度は行政機関が自らを是正する制度であり、司法機関に救済を求める制度に相当しない。憲法第16条でいう人民の訴訟権の保障の観点から…行政機関が行った仮釈放不許可決定に対して、受刑者が司法救済を求める場合、裁判所はこれを審理するのが当然である」（下線は筆者による）という論証からして、その理由は訴訟権の保障に求めるしかありえないと考えられる。つまり、憲法上の権利又は法律の明文によって保障される権利が侵害された場合に限って裁判所に対して司法的救済を求めることが認められるだけでなく、法律上の利益が侵害される場合であっても、訴訟権の保障の観点で、司法的救済が認められるべきである。従って、行政機関による不利益処分を受ける場合にも、利益侵害として司法的救済を求める権利がある以上、仮釈放請求権を有しなくても、仮釈放不許可決定や仮釈放取消決定を不服とするとき、その司法的救済の措置を設けるべきである<sup>48</sup>。

このように、台湾の現制度では、仮釈放（の申請権を含む）を受刑者の法律上の権利として見ることは依然として難しい。一方、行政機関による不当な仮釈放の不許可決定、取消決定、又は中止決定を受けた場合、司法的救済が認められていることから、これを一種の法律上の利益として捉えていると思われる。

<sup>48</sup> 大法官蔡清遊＝池啓明による司法院大法官第691号解釈の補足（協同）意見書。司法院前掲註（16）12頁。また、法諺「権利あるところに救済あり」のいうように、権利の裏付けとして必ず救済が必要とされるが、救済あるところに権利ありという逆の命題は成立せず、権利の存在が確認できなくても、法律上の利益に対する侵害に対して、立法次第、救済を求めることがありえる。前掲大法官湯德宗提出・大法官李震山加入の第691号解釈補足（協同）意見書、司法院前掲註（16）45頁。



確かに、仮釈放に関する諸決定の司法的性質の有無について議論する余地はある。しかし、これは、実定法を前提にしている、諸決定に対する不服に関する司法的救済措置の審理方式の選択とは次元の異なる議論である。法改正後の現行制度において、仮釈放に関する諸決定は旧法と同様に行政機関である法務部が作成するということから、諸決定の（少なくとも形式上の）行政的性質を認めざるをえない<sup>52</sup>。このような実定法の規定を前提にした立法院は、仮釈放に関する諸決定に対する不服の司法的救済措置について、行政訴訟と定め、現行の覆審・行政訴訟という構造に至った。

訴願は行政処分の合法性や合目的性について審査し、行政機関が自らを是正する制度であり、行政訴訟は係争する行政処分が行われた際に従った各法規定が上位法規に抵触するか否かなど、行政行為の合法性について審査する。訴願制度に相当する覆審、並びに覆審決定に対して不服とした場合での行政訴訟は、この範囲内で受刑者による不服申立を審議又は審理する。覆審は決定の合法性と合目的性について審査するため、仮釈放審査会の構成や決議の合法性、審査に利用した資料の形式的真正性、裁量濫用の有無、決定手続の適正性など合法性の観点<sup>53</sup>で審議することが考えられるほか、刑の執行の目的という観点で原処分を取り消すこともありえる<sup>54</sup>。一方、行政裁判所は審理する際、特に専門的見地に基づいた行政機関の裁量に対して、その裁量の余地を尊重しなければならず、法の目的範囲内の決定裁量について、行

<sup>51</sup> 李建良前掲註（27）、29頁。なお、台湾の行政訴訟法第2条に「公法上の争議について、法律に定める規定がある場合を除き、本法により行政訴訟を提起することができる」と、行政訴訟の処理原則が掲げられている。

<sup>52</sup> 監獄行刑法第134条の立法理由にも、諸決定は行政的行為であると説明されている。立法理由について、前掲註（49）参照。

<sup>53</sup> 仮釈放不許可決定を作成した仮釈放審査会で使用した書類に誤記があったとして、合法性の観点で原決定を取り消した事例は、余罪に関する誤記（法矯署復字第11001055260號、2021年6月17日）、没収の犯罪所得の未納に関する誤記（法矯署復字第11101074970號、2022年8月16日）などが挙げられる。

<sup>54</sup> 仮釈放期間中の再犯により6か月の刑の言い渡しを受けたものの、特別予防の考慮に基づいて、残刑の執行が不必要と判断し、仮釈放の取消決定を取り消した事例として、法矯署復字第11101093690號（2023年2月23日）がある。

政裁判所の判断はその合法性に対する判断に止まり、妥当性判断には及ばない<sup>55</sup>。このような行政訴訟の構造による限界を伴う反面、原決定の妥当性判断に干渉する危険性の懸念が少ないと思われる<sup>56</sup>。仮釈放の決定機関を改めるべきか否かという立法論上の課題は残されているにせよ、不服申立の一連の手続の確立とともに、仮釈放審査での意見陳述、決定書の受け取り、理由の告知などの被処分者の権利も明文で定められていることにより、被処分者は自分の仮釈放案件はどのように審議・審理されたかを知ることができるようになり、制度の透明性が高まった利点をもたらされたことは評価しうる。

現在、覆審の運用について、提起件数や却下件数などの公式の統計数字は見当たらないが、2020年9月以降の審理結果は法務部矯正署のウェブサイト<sup>57</sup>で公開されている。公開されたものが実際の審議結果の全てなのかは不明だが、これによると、2020年9月から12月は92件、2021年度は419件、2022年度は367件、2023年度の10月までは421件の審議が終結した<sup>57</sup>。月に40件前後

---

<sup>55</sup> 専門性を尊重するという審査の限界に注目した見解として、盧映潔前掲122頁参照。なお、原処分を無効にならしめる理由を見出す可能性は低いものの、皆無ではない。現制度施行後に行われた仮釈放に関する行政裁判所の判決を見れば、例えば、被処分者に意見陳述の機会を与えなかった不合法の事実があったとして、原決定と覆審決定が取り消されたケースがある（台湾士林地方裁判所行政訴訟判決111年度監簡字第7号、2023年5月31日）。

<sup>56</sup> 裁判所による刑の執行への介入は刑罰制度の崩壊をもたらすことを理由として反対するという見解について、劉邦繡「假釋與撤銷假釋程序上救済疑義之探討（二）」法務通訊第2123期（2003）3頁以下参照。実際、監獄行刑法の全面改正の検討初期、法務部による改正草案において、仮釈放不許可決定に対する救済は刑事裁判所が審理するとの文言があった。「仮釈放の許可は、引き続き受刑者を施設内に拘禁して刑を執行する必要性の有無によって決められ、この決定は刑罰権を具体的に実現させることとは分離し得ない関係がある」ということが理由であった。草案第129条の立法理由「二、」参照。また、同草案には、裁判所が決定を行う際に、覆審決定書で論じなかった案件の重要事項や、訴訟提起時に提出された受刑者に有利な証拠又は弁解が採用されなかったことについて、その理由を記載しなければならないという条文があり（第131条第3項）、覆審に使われた記録や証拠物を裁判所に移送する規定と、裁判所が覆審機関にそれを提出することを命ずることができる規定もある（第129条第3項）。仮釈放案件にかかわる事実について判断し、妥当性判断に立ち入る規定であると思われる。なお、当草案の文面は台湾法務部のウェブサイトに公開されていたが、現在は削除された。

ある審議件数からは、制度は活発に運用されていると分かった。なお、司法院公式の判決検索システムにて公開された情報によれば、現行監獄行刑法の施行（2020年7月15日）以降3年間に作成された仮釈放に関する訴訟案件は802件ある<sup>58</sup>。

## 六、おわりに 一日本法に対する示唆一

以上、仮釈放決定に対する不服申立制度の導入のきっかけである司法院大法官の二つの解釈を切口にして、両解釈の意義についての分析を通して、近年の台湾における仮釈放の権利に関する理解の変化を俯瞰し、全面改正後の監獄行刑法に新たに導入された不服申立制度の意味について検討した。

台湾では、近年、学説の推進や大法官解釈の影響により、仮釈放恩恵説の思想が解消され、仮釈放（特に申請）は受刑者の権利である説が発展してきたが、通説になるに至らず、監獄行刑法の全面改正並びにそれに伴う関連法の改正においても、権利説は直接の根拠を得られていない。権利として認めないが、仮釈放の不許可・中止・取消に対して、被処分者には何等かの法律上の利益を有していることは現行法によって認められ、行政機関の決定に対する不服申立という形で、その利益侵害に対する司法的救済も認められている。行政訴訟の限界により、仮釈放に関する決定の作成についての合法性しか判断の対象にならず、決定は簡単に覆すことができない一方、一連の手続の確立により、受刑者または仮釈放者の手続への関与が認められ、仮釈放手続全体の透明性が高められた。これにより、受刑者または仮釈放者の手続全過程での主体性が以前より著しく高くなっているともいえよう。

既述した台湾の近年の諸議論や台湾現行法に対する検討から、日本法に対して、幾つかの示唆を見出すことができる。日本では、仮釈放は受刑者の権利ではない見解が通説である。一方、仮釈放の不許可は確定判決により刑に

<sup>57</sup> <https://www.mjca.moj.gov.tw/4786/4848/916778/Lpsimplelist>（2023年12月1日最終閲覧）。

<sup>58</sup> <https://judgment.judicial.gov.tw/FJUD/default.aspx>（2023年12月1日最終閲覧）。

服する受刑者の権利利益を侵害するものではないという通説的解釈は必ずしも適切ではないと指摘されており<sup>59</sup>、仮釈放を受刑者の権利として認め、仮釈放の審査請求権、仮釈放手続への参加、不服申立ての手続的保障を被収容者に認めるべきであるという考えもあると指摘されている<sup>60</sup>。確かに、仮釈放は受刑者の権利と解しにくく、実定法の根拠なしに特に仮釈放申請権を受刑者の権利として認めることは困難である。しかし、権利として認めないだけで、行政機関による仮釈放に関する決定の行為が被処分者に利益侵害を与える可能性を全く検討しえないという帰結にはならない。また、現制度では、仮釈放手続の透明性が重視されず、受刑者が自分の仮釈放案件が如何に扱われているかについて、認識しうる部分はごく限られている。地方更生保護委員会が審理して不許可に終わった場合でも、仮釈放等を許す旨の決定をしない旨の判断により審理を終結する<sup>61</sup>ため、仮に不服申立てが許されたとしても、対象になりうる決定の存否がまず問題となるであろう。現状では、仮釈放審査に関して、行政機関による判断が高い信頼を得ているとはいえ、審理過程での可視化の具合を高める必要があると思われる。台湾法に対する検討で得られた視座に沿って現制度の枠組みにおいて、如何なる制度の提案ができるかは、紙幅の関係で、別稿を期することとしたい。

【付記】 本稿は、JSPS 科研費 JP21K13203の助成を受けたものである。

---

<sup>59</sup> 瀬川晃「犯罪者の社会内処遇」成文堂（1991）355頁。

<sup>60</sup> 大谷実「新版 刑事政策講義」弘文堂（2009）284頁。

<sup>61</sup> 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」32条1項2号。